岩石の採取計画の軽微な変更に該当する事項を定める基準

第１　目的

採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第６号）第８条の16の２第２項の規定により、岩石の採取計画の軽微な変更に該当する事項を、次のとおり定める。

第２　総則

岩石の採取計画（以下「計画」という。）に定める事項の変更が、第３に掲げる事項であって、当該計画における岩石の採取（当該岩石の採取を行う場所で当該岩石の採取に付随して行う岩石の破砕・選別及び破砕した岩石の洗浄を含む。以下同じ。）に関する行為に支障がなく、かつ、新たに災害が発生するおそれがないものであること。

第３　軽微な変更に該当する事項

１　運搬経路（搬出入路を含む。）の変更など、採取区域、採取量及び採取方法の変更を伴わない部分的な変更であること。

２　岩石の採取のための機械・設備を更新すること又は設置台数を減らすこと（災害の防止能力が低下しない場合に限る。）。

３　移動式破砕・選別・洗浄施設の稼働範囲を変更すること。

４　採取場の埋立て等に使用する土砂等の増加を伴わない変更であって、埋立て等に伴う災害発生のおそれがないものであること（栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱第４条第２項関係）。

５　岩石採取場の区域内において、以下の行為を行うこと。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく許可を受けて、岩石の破砕・選別施設を廃棄物処理施設として併用すること（当該廃棄物処理に係る保管施設等の設置を含む。）。

(2) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）又は当該条例と同等の趣旨で制定した市町の条例に基づく特定事業の許可を受けて、土砂等をたい積すること（当該たい積に係る設備等の設置を含む。）。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、岩石の採取に関する行為以外の行為を行うこと（当該行為のための設備等の設置を含む。）。ただし、法令の規定に基づく許認可等を要する場合は、当該許認可等を受ける見込みが十分にあるものに限る。

附　則

この基準は、平成30年８月１日から適用する。

附　則

この基準は、平成31年７月１日から適用する。

附　則（令和３年３月25日改正）

この基準は、令和３年６月１日から適用する。